

令和3年度 第3回 首里城復旧・復興推進本部会議

日時:令和4年1月31日(月)9:20~9:50

場所:6階第2特別会議室

進行:知事公室 特命推進課

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 首里城復興基金への寄附金の取り扱いについて
- (2) 首里城復興に係る新たな寄附金・基金の創設について
- (3) 正殿への県産木材の使用変更について

3 閉 会

【議題 1】

首里城復興基金への寄附金の取り扱いについて

沖縄県首里城復興基金への寄附金の現状

沖縄県首里城復興基金への寄附金は、令和3年12月末時点で約54億83百万円が寄せられており、令和3年度までに正殿の木材等に活用することが決定している。

沖縄県首里城復興基金活用方針 第1・第2より

基金は、一日も早い首里城火災からの復興を願う国内外を含めた県内外からの寄附金によって積み立てられていることから、県民はもとより県内外の人びとの想いを尊重し、焼失した首里城の城郭内の施設等の復元に活用する。

活用方針 第2より

首里城正殿の復元まで (第1フェーズ)

【令和2年度 国と協議済】

(1) 正殿の木材調達に関する事業

- ◎大径材(柱・梁・桁などの軸組に使用)の一部
→令和2年9月 国と覚書締結 令和3年4月事業開始
- ◎正殿の赤瓦調達に関する事業
→令和2年12月 国と覚書締結 令和3年4月事業開始
- ◎扁額などの室内装飾の復元に関する事業
○扁額→令和3年3月 国と協議同意 令和3年4月事業開始

【令和3年度 国と協議済】

- ◎正殿の木材調達に関する事業
○大径材を除く造作材(壁、天井、床などに使用)のうち県産材等
→令和3年7月 国協議 正殿復元工事に合わせ事業開始予定
- ◎大龍柱等の石彫刻、唐破風妻飾等の木彫刻及び龍頭棟飾等の焼物など、屋外彫刻の復元に関する事業
→令和3年7月 国協議 正殿復元工事に合わせ事業開始予定
- ◎扁額などの室内装飾の復元に関する事業
○扁額以外→令和3年7月 国協議 正殿復元工事に合わせ事業開始予定

正殿復元後 (第2フェーズ)

(5)～中略～北殿及び南殿等の復元に関する事業



沖縄県首里城復興基金への寄附金の取り扱い(案)

1. 首里城復元を目的とした「沖縄県首里城復興基金」への寄附金は、国における令和4年度からの正殿工事着工に伴い、一つの節目を迎えることから、令和4年3月31日を以て受付を終了する。
2. 当該期日までに受け付けた寄附金は、現行通り「沖縄県首里城復興基金」に積み立て、引き続き「沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針」に基づき、北殿・南殿等を含めた焼失した城郭内施設等の復元へ充当する。

※基金は廃止せず寄附金活用事業に充当するため存続

【議題 2】

首里城復興に係る新たな寄附金・基金の創設について

新たな寄附金・基金の必要性

- ◆ 県では、首里城復興基本計画に基づき、首里城の復元はもとより、首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興を図り、首里城復元後も見据えて長期的に関連事業を推進していく方針である。
- ◆ 首里城に対しては、現在も様々な主体が復興に係る活動に取り組み、色々な要望等が県に寄せられている。特に「**伝統技術に係る人材育成**」や「**首里の歴史まちづくり**」の長期的な取組については、地域団体や企業など多くの皆様から強い要望等があり、その推進のための寄付を希望する声もある。
- ◆ このことから、県民等との連携・協働のもと首里城復興を推進していくため、首里城復興基本計画に位置づける施策のうち、これらの声に活用できるように、新たな寄附金と基金を創設し、首里城に象徴される歴史・文化の継承に取り組んでいく必要がある。

新たな基金の概要（案）

首里城復興に係る新たな基金を創設し、令和4年度から寄附金を募るため、令和4年2月定例会において下記を盛り込んだ基金設置条例案を提案する。

1. 基金名称 沖縄県首里城歴史文化継承基金

（愛称：首里城未来基金）

2. 設置目的

首里城に象徴される沖縄の固有の歴史及び文化の継承を目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため

3. 活用方法

(1) 伝統的な建造物（これと一体として設置される物件を含む）の建造又は修繕に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成 ⇒ **伝統的な建築等の技術の人材育成による継承**

※例：宮大工、彫刻等装飾品に係る彫刻師、彩色を施す絵師等の技術者育成

(2) 歴史的又は文化的に重要な施設の整備その他歴史的風致の維持及び向上 ⇒ **古都首里の歴史的空間創出による継承**

※例：中城御殿等の整備、城壁等の修復、新首里杜構想に基づく歴史まちづくりの推進

※歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を指す

沖縄県首里城歴史文化継承基金条例(案)

(設置)

第1条 首里城に象徴される沖縄の固有の歴史及び文化の継承を目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、沖縄県首里城歴史文化継承基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 伝統的な建造物(これと一体として設置される物件を含む。)の建造又は修繕に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成を県が行う事業の費用の財源に充てるとき。

(2) 歴史的又は文化的に重要な施設の整備その他歴史的風致の維持及び向上を図るため県が行う事業の費用の財源に充てるとき。

※歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を指す

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

首里城復興基本計画と活用事業との関連

地域団体等からの要望等を踏まえ、首里城復興基本計画の下記施策推進に寄附金を活用することで、連携・協働して一体的に首里城復興へ取り組む。

対象：○基本施策5 伝統技術の活用と継承（1）伝統的な建築技術の活用と継承
○基本施策6 「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの推進

首里城復興基本計画の8つの基本施策

1. 正殿等の早期復元と復元過程の公開 ※沖縄県首里城復興基金で対応
2. 火災の原因究明及び防火設備・施設管理体制の強化
3. 首里城公園のさらなる魅力の向上
4. 文化財等の保全、復元、収集 ※美ら島財団(指定管理者)の首里城基金で主に対応
5. 伝統技術の活用と継承（1）伝統的な建築技術の活用と継承
6. 「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの推進
7. 歴史の継承と資産としての活用
8. 琉球文化のルネサンス

県の長期的取組として実施

県が実施する「首里城に象徴される歴史・文化を継承するための人材育成と空間創出を図る事業」の財源の一部として、基金を活用する。

財源の一部として活用



県内団体等からの若手技術者育成の陳情等

継続寄附企業等からの要望

首里地域団体からの歴史まちづくり提言



首里城への思い(寄附金)

沖縄県首里城
歴史文化継承基金

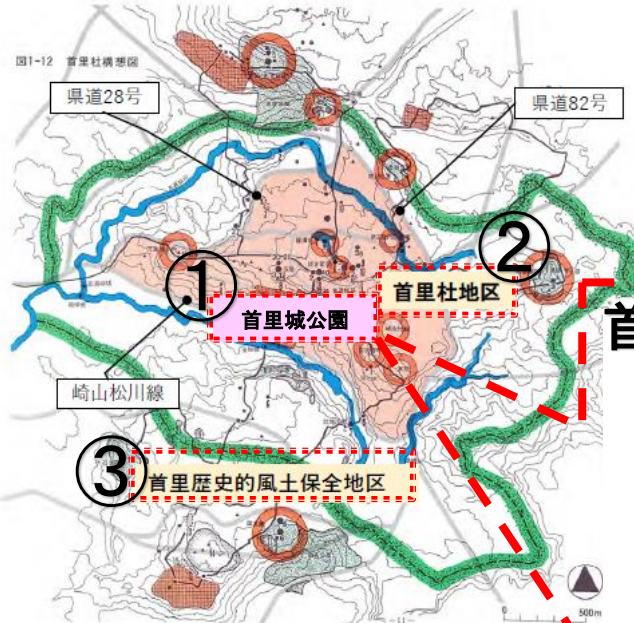


対象範囲

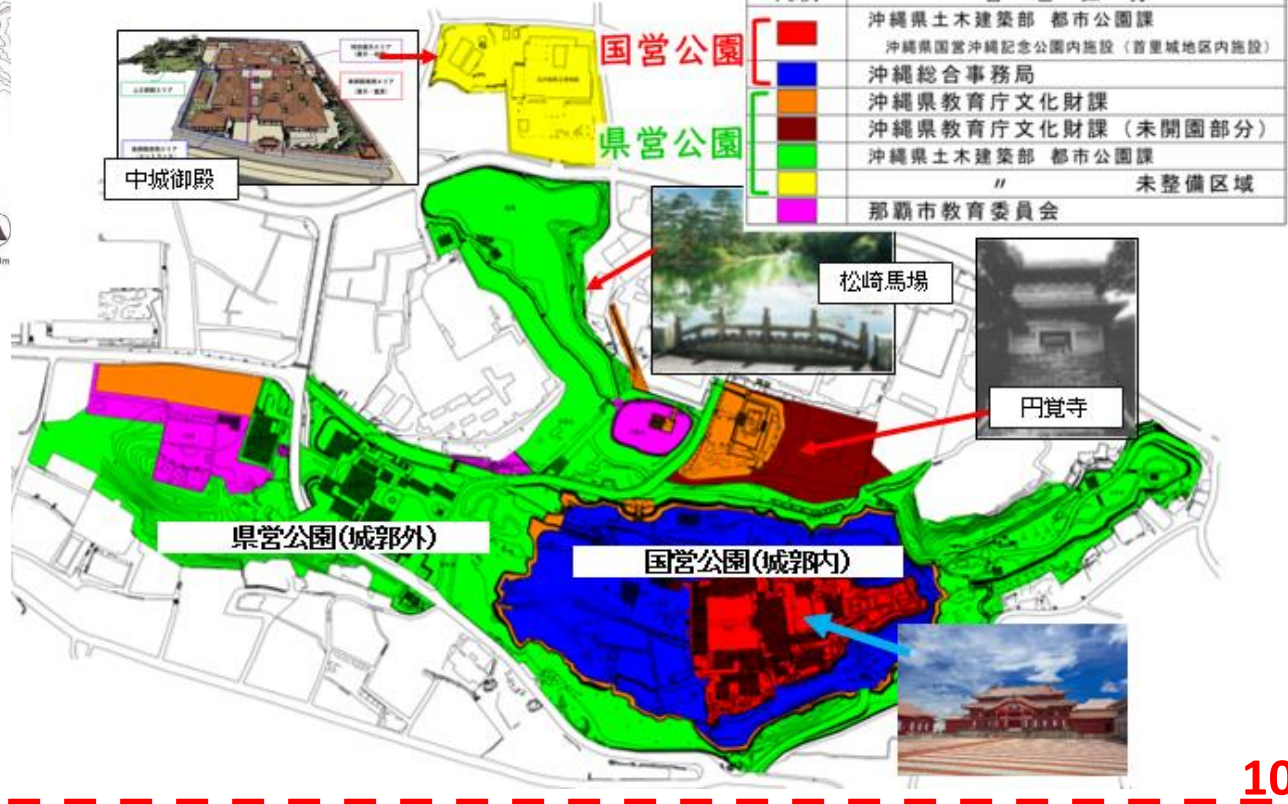
この基金で歴史的空間の創出に取り組む範囲は、**首里城公園基本計画 (S59)** で掲げた「**首里杜構想**」の対象範囲とする。

(首里杜構想の範囲)

- ① 第一層首里城公園／国営公園及び県営公園
- ② 第二層首里杜地区／首里城を中核とした一帯
- ③ 第三層首里歴史的風土保全地区／首里杜地区を取りまく2本の水系が骨格となった首里のまち一帯



首里城公園



今後のスケジュール等(案)

○基金条例案を本年度の2月議会で提案。

(条例施行後)

○令和4年4月1日から新たな寄附金の受付を開始する。

※首里城復興基金への寄附金受付は令和4年3月31日で終了

○新たな基金を活用する事業は、首里城復旧・復興推進本部会議にて決定する。

【議題 3】

正殿への県産木材の使用変更について

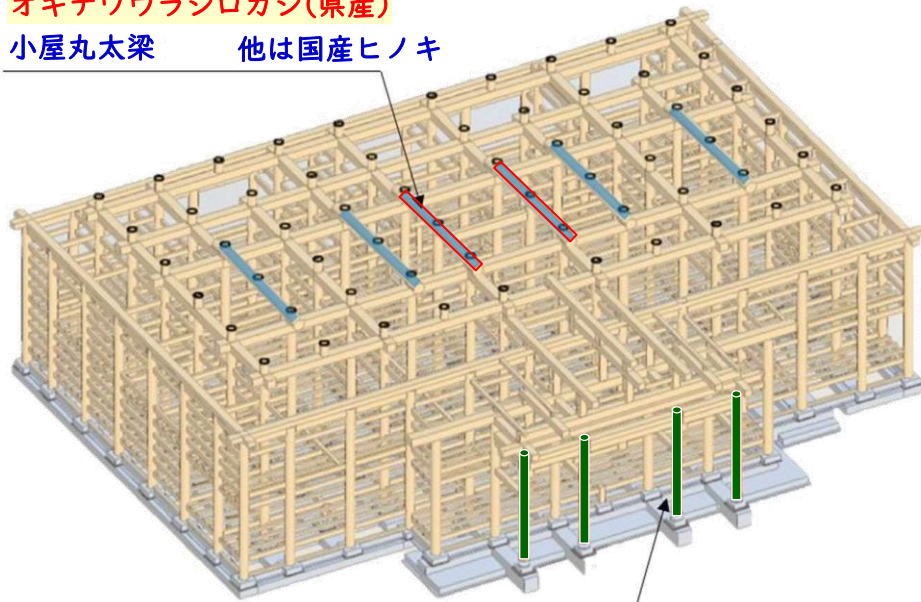
正殿への県産木材の使用変更について

【構造模式図】

オキナワウラジロガシ(県産)

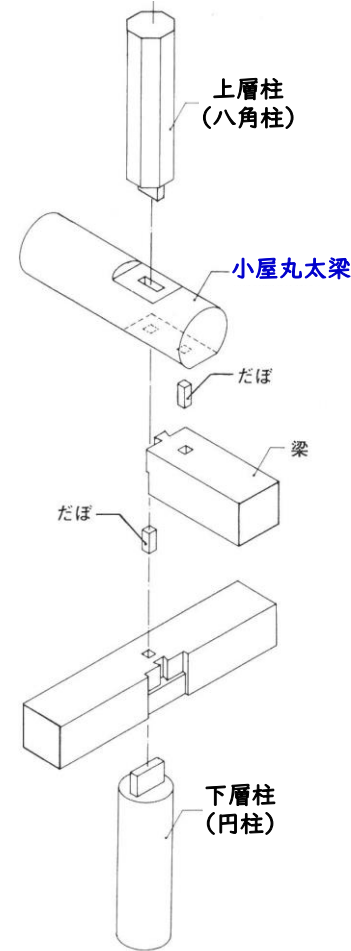
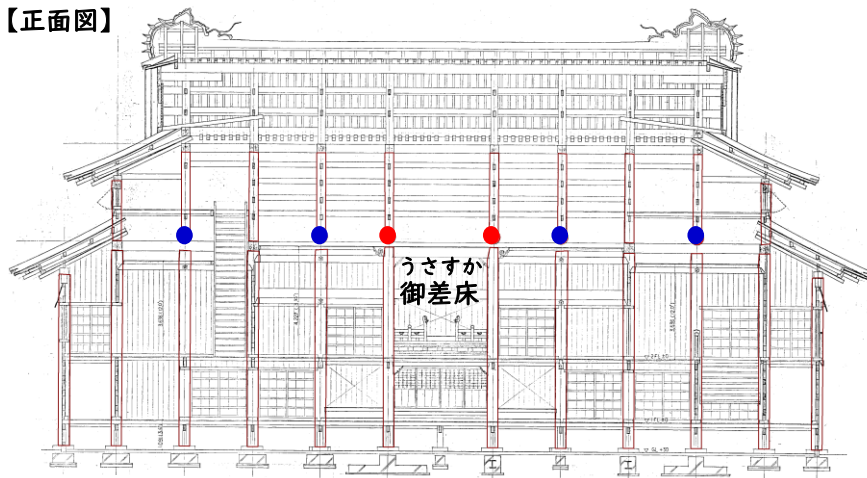
小屋丸太梁

他は国産ヒノキ



イヌマキ(九州産)
向拝柱

【正面図】



2階御差床と小屋丸太梁

首里城正殿に用いる構造材(大径材)のうち、
小屋丸太梁材は、県産材のオキナワウラジロガシを全て用いることとしていたが、象徴的な部位で必要最小限となる御差床両端の2本と予備材1本の3本の調達へ変更する。
なお、残りの小屋丸太梁4本は、国産ヒノキへと樹種変更することとして、今後、国と協議する。

参考資料

参考1: 首里城復興基本計画(基本施策5)

基本施策5 伝統技術の活用と継承

基本施策の目的

琉球王国時代から脈々と受け継がれる建築や美術工芸に関する伝統技術を復元のみならず、修復にも活用していくことで、技術の継承及び人材を育成する。

目指す姿

1. 首里城正殿等の華美なたずまいが悠久に受け継がれるとともに、美術工芸における伝統技術の継承、琉球文化の価値が次世代に伝達されている。
2. 模造復元製作における技術が蓄積・継承され、県内外にある琉球王国時代の文化財等が適切に保全され、琉球文化の価値が継承されている。

主な課題

1. 模造復元に係る調査研究の継続実施及び復元過程の公開
2. 保存・修復技術習得に向けた県立芸術大学との連携・協働
3. 各工芸技術分野における技術者の高齢化への対応及び伝承者養成への環境整備

達成への道筋

1. 首里城正殿等は、その建物自体が巨大な美術工芸品とも言われており、将来にわたる維持管理、修復を実現するため、国の復元工事等と連携して、漆芸や木工等の技術者の継続的な確保、育成を図る。
2. 美術工芸品の模造復元の機会に若い世代を積極的に取り込むことや、国又は県の無形文化財に指定されている工芸技術を持つ各保存会等の伝承者養成を支援することで、技術の継承や経済的な安定につなげていく。
3. 県立芸術大学と連携・協働して保存修復技術につながる基礎技能の習得等を支援することで人材の育成・確保を図り、琉球文化の価値を次世代に伝達する基本的条件を整備する。

施策の方向性

(1) 伝統的な建築技術の活用と継承

① 技術者の育成と活用

今回の首里城復元工事を通して、県内の漆芸や木工等における技術者が活用されるよう国と連携し取り組むとともに、復元後の維持管理・修繕にも活用されるよう技術者の育成、確保に取り組む。

工芸技術者育成の取組状況(漆芸技術・紅型技術)



※
新たな基金では、基本施策5(1)「伝統的な建築技術の活用と継承」を対象としており、伝統工芸に関しては対象から外している。

参考2:首里城復興基本計画(基本施策6)

基本施策6「新・首里杜構想」による歴史まちづくりの推進

基本施策の目的

首里城を中心とした首里杜地区において、古都首里のたたずまいを形成し、歴史や琉球文化を体現できる都市空間の創出を図る。

目指す姿

首里城公園内の歴史・文化資源の整備が進むとともに、周辺地域に点在する文化資源と相まって、歴史を体現できる風格ある都市空間が創出され、住民・来訪者が散策して王朝時代の歴史・文化を体現できる環境が整っている。

主な課題

1. 住民及び団体・企業等の参画を促進する環境の整備
2. 歴史・文化資源の計画的な保全・整備・活用に向けた連携体制の構築・充実
3. 公園内回遊及び住民生活と調和のとれた地域周遊への誘導
4. 住環境への影響を最小限にしつつ地域の活力を増進する観光資源としての利活用
5. 首里城周辺地域の交通問題の改善

達成への道筋

1. 昭和59(1984)年、沖縄県が「首里城公園基本計画」において首里城を中心とした首里のまちなみ保全を示した「首里杜構想」を見直す。
2. 那覇市による歴史まちづくりの推進とあわせ、整備基本計画に基づく県営公園区域内の中城御殿跡や円覚寺跡の復元等を進め、公園内における歴史を体現できる都市空間を創出していく。
3. 那覇市における首里杜地区等の景観まちづくりの取組を支援するとともに、県・市・住民及び団体・企業等の関係者が連携・協力し、交通問題の改善を含めた住環境の向上を図りつつ、首里城周辺を周遊しながら歴史・文化を体現できる環境を整備していく。

新・首里杜構想

〈策定の意義〉

首里杜構想は、地形や水系など古都首里の歴史的発展を特徴づけた風土環境を基盤に、首里城を中核とする文化資源、それをとりまく首里杜地区として位置づけられた首里のまちづくりの方向性を示したものであり、これに基づき35年以上にわたり取組が実施されてきた。

このような中、令和2年10月31日未明に発生した火災により、首里杜構想の中核である首里城正殿等が焼失した。一方で、この焼失は、首里城から派生し、それぞれに受け継がれている私たち沖縄の文化を改めて意識する契機ともなった。

この機を捉え、首里杜構想で残された課題及び社会状況やニーズの変化に対応するため、新・首里杜構想を策定し、新たに50年、100年後に伝承していく歴史、文化的な首里杜地区の形成に取り組んでいく。

〈理念〉

首里城正殿をはじめとする首里城公園全体及び城下町として発展した首里杜地区を改めて一体的なものとしてとらえ、歴史、文化的遺産の復元整備とともに歴史的風土環境の保全など、県民が首里杜地区を沖縄の歴史、文化を体現する空間として共有し、これを後世に残していく。

〈方針〉

1. 中核をなす首里城及び外苑の一群の文化資源を保存・整備するとともに、文化を育む拠点の充実を図る。
2. 古都首里の歴史的なたたずまいに配慮した景観形成とともに、住みやすく魅力的なまちづくりを進める。
3. 総合的な交通対策により、暮らしと観光が両立した歩行者中心のまちづくりを進める。
4. 地形、地質、水系、植生等を基盤に形成された歴史的風土の環境を保全する。
5. 行政機関及び地域住民、教育機関、関係団体等が連携して推進体制を構築し、整備基本計画の策定、実施に取り組む。

参考3: 沖縄県首里城復興基金条例(既存の基金)

(設置)

第1条 首里城火災(令和元年10月31日に国営沖縄記念公園首里城地区内にある正殿その他これに関連する施設が滅失した火災をいう。)からの復興を目的とする費用の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、沖縄県首里城復興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考4: 沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針

首里城火災(令和元年10月31日に国営沖縄記念公園首里城地区内にある正殿その他これに関連する施設が消滅した火災をいう。以下同じ。)からの復興を目的とする費用の財源に充てることを目的に設置した沖縄県首里城復興基金(令和2年3月16日沖縄県条例第3号。以下「基金」という。)の有効活用を図るため、この方針を定める。

(基金活用の基本原則)

第1 基金は、一日も早い首里城火災からの復興を願う国外を含めた県内外からの寄附金によって積み立てられていることから、県民はもとより県内外の人びとの想いを尊重し、基金条例第1条で定める目的(首里城火災からの復興)の範囲内において活用する。

(基金の活用方法)

第2 第1の基本原則に基づき、焼失した首里城の城郭内の施設等の復元に関し、主として次の事業のうち、国営公園事業である首里城の復元に取り組む国と協議、調整が整った事業に充当する。

(1) 正殿の木材調達に関する事業

(2) 正殿の赤瓦調達に関する事業

(3) 大龍柱等の石彫刻、唐破風妻飾等の木彫刻及び龍頭棟飾等の焼物など、屋外彫刻の復元に関する事業

(4) 扁額などの室内装飾の復元に関する事業

(5) 第1号から第4号のほか、首里城正殿、北殿及び南殿等の復元に関する事業

2 前項に掲げる事業の実施にあたっては、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用するものとする。

(予算措置)

第3 基金を活用する事業の予算措置は、事業の所管課において行うものとする。

(基金の管理)

第4 基金の管理は、土木建築部都市公園課において行うものとする。

(使途等の公表)

第5 第2に掲げる事業を実施する課は、事業実施決定時及び事業完了後速やかに基金の使途等を公表するものとする。

2 使途等の公表については、沖縄県ホームページにおいて行うとともに、プレスリリース及びSNS等の媒体を積極的に活用するものとする。

(委任)

第6 この方針に定めるもののほか、基金の活用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この方針は、令和2年7月30日から適用する。